

木製家具製造業における丸のこ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	13~ 14	工場内で商品の天板Sサイズ厚み30×巾77×長さ978にパネルソーを使ってカット作業している時、材料の中が狭い為あて板を使ってカットするところを、手で押さえてカットしてしまい、誤って左の指に鋸の歯があたり負傷した。	60	30 ~ 49
2	16~17	工場内において昇降版で木製書架の巾木部分を内決め加工中、誤って丸鋸の刃先に指が触れて負傷した。	68	1~ 9
2	14~15	当社工場内において、パネルソー（木材板を正寸カットする木工機械）を用いてカット作業中、木材板を固定して押さえる機械部分（クランプ）を作動させようと作動ボタンを押したが、動かなかったため、両手でクランプ部分を掴んで動かそうとしたところ、突然クランプが動き出し、機械とクランプの間に左手中指を挟んでしまい受傷した。	47	10 ~ 29
2	15~16	本社工場内で、パネルソーで家具部材カットの作業をしている時に、刃物が部材を切断しているにもかかわらず、手を刃物に持って行き、左手の親指を切断してしまった。	60	1~ 9
3	9~10	工場内において横切機械を使用しているとき、スイッチを切り、切り刃の近くにある端材を取ろうとしたところ、完全に刃が止まっていなかったことから接触し、右手の薬指・中指・人差し指を負傷した。	48	30 ~ 49
3	9~10	工場内で機械操作中、材料を切断している際に誤って刃物に当たった。	23	1~ 9
4	10~ 11	当社木製品加工場において、軸傾斜横切盤（安全カバー付）で木製家具の下地材を加工中、破材を取り除こうとしたところ、回転刃が完全に停止しておらず、回転刃	63	30 ~

		に左人差し指が接触し負傷した。		49
4	13～ 14	パネルソーで木部分の切断作業を行っており、寸法変更のストッパーを自動で動かしていた。(800mmから400mmに変更) ストッパーが可動中のに切断用の治具が邪魔だと判断し、治具を取るために指を入れたところにストッパーが動き、右手薬指を挟まれた。	65	30 ～ 49
5	11～ 12	作業場内の昇降版で細い木材を加工しており、その際に節があったため、木材が戻り、その一部で右手人差し指を負傷した。	36	1～ 9
6	17～ 18	作業所内の昇降盤で材木をカットしている時に左手が滑り、小指・薬指切断、親指裂傷を負った。すぐに救急車を呼び、病院で処置を受け、縫合手術を受けた。	46	1～ 9
7	11～ 12	工場内において、木材を切断中に、誤って指が鋸に触れて、左母指・左示指を怪我した。	22	1～ 9
9	14～ 15	横切り盤にてカット作業中、カット残材を取ろうとした時、鋸刃に左人指し指が触れてしまった。	61	1～ 9
9	11～ 12	丸ノコ昇降盤で10mm杉板を切断していたところ、板がハネてあわてて押さえたところ、左手親指を丸ノコで負傷した。	38	1～ 9
9	15～ 16	工場2階に設置の昇降盤にて、4mmベニヤ板を切断する作業中に、誤って左手が接触し、母指から薬指にかけて切傷、小指切断の災害が発生したものである。	67	1～ 9
10	14～ 15	会社工場内で、丸のこを使い、木材を裁断している時に、切れ端を払おうとした際、誤って左手親指が、刃に触れてしまい親指先を切ってしまった。	55	1～ 9
10	15～ 16	本社工場内の木取り部署・リップソーの所にて材料を切断していたところ、切ったはずの木材が刃物の回転によってはじき出され、本人の方へ飛んできてしまい、右手甲の人指し指付け根部分を負傷してしまった。	34	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html